

訓令

埼玉県訓令第十二号

本 庁

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者資格審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年五月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者資格審査会規程の一部を改正する訓令
埼玉県建設工事請負等競争入札参加者資格審査会規程（昭和四十年埼玉県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項第二号中「並びに農林部、県土整備部及び都市整備部の副部長」を「、農林部及び県土整備部の副部長並びに都市整備部まちづくり局長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。